

新潟県民飯月報

昭和37年8月1日(毎月1回1日発行)
 発行所 新潟県公民館連絡協議会
 [新潟市一番通町・県教育局社会教育課内]
 [電話(新潟)3(1111)663]
 [振替(新潟)4064]
 発行人 安沢 純正
 (定価 1部10円)

8月号 (114号)

37年度

社会教育施策の重点

第一回県社教委員会で説明

さる六月十五日午後一時半から県庁分館会議室で本年度第一回県社教委員会が開かれた。このあく各社会教育課長による条例説明、義務第一指導係長による本年度県社会教育施設の重点について説明を受け、それを貴重な意見があつた。特に本会議の時間と性格を明確にするため小林議長より運営の方法等について示すところがあつた。重点施策の大要は次のとおり。

社会教育施策重点 (アラビア数字は具体策)

一、行政指導の強化

社会教育を強調するため、市町村教育委員会との連絡および援助をいつそ強化する。

二、市町村教育行政財政の強化

市町村教育委員会の充実を要請されているので、そのための指導・助言実態はある。

三、社会教育委員の設置促進と指導充実

指導充実、相互連絡強化

四、社会教育施設の推進

県設施を中心に関係機関・団体

育成

- 3、労働青少年のつどいの実施
- 4、県青年大会開催 全国青年大会開催
- 5、大企画
- 6、青少年巡回文庫の実施
- 7、指導資料の作成頒布
- 8、青年の家における研修

4、成人教育の振興

- 1、PTA活動を積極的に助長して生徒の伸び効率の健全化を図ることとも、訪問集会の充実普及により、くらしの中から自発的に盛りあがる成人の学習活動を促進する。
- 2、子どもの会育成組織の確立
- 3、低年齢青年層父母会議の開催
- 4、高等学校開放講座の開設
- 5、訪問集会の設置促進と育成

5、文化芸術の振興

- 1、PTA育成指導の充実強化
- 2、子供の会育成組織の確立
- 3、低年齢青年層父母会議の開催
- 4、指揮資料の作成頒布
- 5、指揮資料の作成頒布
- 6、指揮資料の作成頒布
- 7、指揮資料の作成頒布
- 8、指揮資料の作成頒布

6、婦人教育の振興

- 1、婦人の教養向上、生活の民主化を図るために婦人を対象とする学級・講座の開設増加 内容充実
- 2、演劇指導者研修会の開催
- 3、県美術展の開催
- 4、視聴覚教材・マスクの活用
- 5、へき地社会教育研究会の発行

7、文化芸術の振興と機会の提供

- 1、指導者の研修と県民の文化向上を図るために機会提供と普及につとめる。
- 2、文化講習会の開催
- 3、青年学級の振興、青年団体指導者の資質向上
- 4、青少年の充実をめぐるあわせて
- 5、青少年の充実をめぐるあわせて
- 6、青少年の充実をめぐるあわせて
- 7、文化講習会の開催
- 8、指揮資料の作成頒布
- 9、教材目録・調査資料等の発行

8、視聴覚教育の整備充実とその活用

- 1、研究指定婦人学級の委嘱
- 2、各種研究会・研修会の開催
- 3、国内研修派遣

9、文化財の事故防止対策の確立

- 1、有形文化財の事故防止診断
- 2、無形文化財の保存・記録
- 3、記念物の現状変更に関するもの

- 4、団体補助金交付
- 5、指導資料の作成頒布
- 6、報道機関との協力
- 7、新編婦人学級の時間

- 8、公民館巡回批判
- 9、ペテランのプロフィル
- 10、埋蔵文化財品類防止・収集
- 11、新聞に表された公民館評議会
- 12、P・4
- 13、P・5
- 14、P・6
- 15、P・7
- 16、P・8

- 17、公民館運営基準にもとづき施設の整備充実と管理運営の適正化を促進することも、長期講習等による職員の資質の向上につとめる。
- 18、映写機・テレビ等視聴覚教材の新規設置および教材の更新・修理・管理の指導
- 19、新購入の奨励と指導
- 20、文化財保存・公開施設(公民館)の設置促進

次

- 21、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 22、行政指導の保謙
- 23、民間文化財品類防止・収集
- 24、埋蔵文化財品類防止・収集
- 25、行政指導の保謙

- 26、民間文化財品類防止・収集
- 27、行政指導の保謙
- 28、埋蔵文化財品類防止・収集
- 29、行政指導の保謙
- 30、埋蔵文化財品類防止・収集

次

- 31、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 32、行政指導の保謙
- 33、民間文化財品類防止・収集
- 34、埋蔵文化財品類防止・収集
- 35、行政指導の保謙

次

- 36、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 37、行政指導の保謙
- 38、民間文化財品類防止・収集
- 39、埋蔵文化財品類防止・収集
- 40、行政指導の保謙

次

- 41、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 42、行政指導の保謙
- 43、民間文化財品類防止・収集
- 44、埋蔵文化財品類防止・収集
- 45、行政指導の保謙

次

- 46、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 47、行政指導の保謙
- 48、民間文化財品類防止・収集
- 49、埋蔵文化財品類防止・収集
- 50、行政指導の保謙

次

- 51、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 52、行政指導の保謙
- 53、民間文化財品類防止・収集
- 54、埋蔵文化財品類防止・収集
- 55、行政指導の保謙

次

- 56、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 57、行政指導の保謙
- 58、民間文化財品類防止・収集
- 59、埋蔵文化財品類防止・収集
- 60、行政指導の保謙

次

- 61、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 62、行政指導の保謙
- 63、民間文化財品類防止・収集
- 64、埋蔵文化財品類防止・収集
- 65、行政指導の保謙

次

- 66、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 67、行政指導の保謙
- 68、民間文化財品類防止・収集
- 69、埋蔵文化財品類防止・収集
- 70、行政指導の保謙

次

- 71、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 72、行政指導の保謙
- 73、民間文化財品類防止・収集
- 74、埋蔵文化財品類防止・収集
- 75、行政指導の保謙

次

- 76、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 77、行政指導の保謙
- 78、民間文化財品類防止・収集
- 79、埋蔵文化財品類防止・収集
- 80、行政指導の保謙

次

- 81、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 82、行政指導の保謙
- 83、民間文化財品類防止・収集
- 84、埋蔵文化財品類防止・収集
- 85、行政指導の保謙

次

- 86、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 87、行政指導の保謙
- 88、民間文化財品類防止・収集
- 89、埋蔵文化財品類防止・収集
- 90、行政指導の保謙

次

- 91、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 92、行政指導の保謙
- 93、民間文化財品類防止・収集
- 94、埋蔵文化財品類防止・収集
- 95、行政指導の保謙

次

- 96、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 97、行政指導の保謙
- 98、民間文化財品類防止・収集
- 99、埋蔵文化財品類防止・収集
- 100、行政指導の保謙

次

- 101、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 102、行政指導の保謙
- 103、民間文化財品類防止・収集
- 104、埋蔵文化財品類防止・収集
- 105、行政指導の保謙

次

- 106、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 107、行政指導の保謙
- 108、民間文化財品類防止・収集
- 109、埋蔵文化財品類防止・収集
- 110、行政指導の保謙

次

- 111、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 112、行政指導の保謙
- 113、民間文化財品類防止・収集
- 114、埋蔵文化財品類防止・収集
- 115、行政指導の保謙

次

- 116、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 117、行政指導の保謙
- 118、民間文化財品類防止・収集
- 119、埋蔵文化財品類防止・収集
- 120、行政指導の保謙

次

- 121、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 122、行政指導の保謙
- 123、民間文化財品類防止・収集
- 124、埋蔵文化財品類防止・収集
- 125、行政指導の保謙

次

- 126、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 127、行政指導の保謙
- 128、民間文化財品類防止・収集
- 129、埋蔵文化財品類防止・収集
- 130、行政指導の保謙

次

- 131、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 132、行政指導の保謙
- 133、民間文化財品類防止・収集
- 134、埋蔵文化財品類防止・収集
- 135、行政指導の保謙

次

- 136、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 137、行政指導の保謙
- 138、民間文化財品類防止・収集
- 139、埋蔵文化財品類防止・収集
- 140、行政指導の保謙

次

- 141、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 142、行政指導の保謙
- 143、民間文化財品類防止・収集
- 144、埋蔵文化財品類防止・収集
- 145、行政指導の保謙

次

- 146、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 147、行政指導の保謙
- 148、民間文化財品類防止・収集
- 149、埋蔵文化財品類防止・収集
- 150、行政指導の保謙

次

- 151、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 152、行政指導の保謙
- 153、民間文化財品類防止・収集
- 154、埋蔵文化財品類防止・収集
- 155、行政指導の保謙

次

- 156、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 157、行政指導の保謙
- 158、民間文化財品類防止・収集
- 159、埋蔵文化財品類防止・収集
- 160、行政指導の保謙

次

- 161、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 162、行政指導の保謙
- 163、民間文化財品類防止・収集
- 164、埋蔵文化財品類防止・収集
- 165、行政指導の保謙

次

- 166、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 167、行政指導の保謙
- 168、民間文化財品類防止・収集
- 169、埋蔵文化財品類防止・収集
- 170、行政指導の保謙

次

- 171、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 172、行政指導の保謙
- 173、民間文化財品類防止・収集
- 174、埋蔵文化財品類防止・収集
- 175、行政指導の保謙

次

- 176、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 177、行政指導の保謙
- 178、民間文化財品類防止・収集
- 179、埋蔵文化財品類防止・収集
- 180、行政指導の保謙

次

- 181、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 182、行政指導の保謙
- 183、民間文化財品類防止・収集
- 184、埋蔵文化財品類防止・収集
- 185、行政指導の保謙

次

- 186、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 187、行政指導の保謙
- 188、民間文化財品類防止・収集
- 189、埋蔵文化財品類防止・収集
- 190、行政指導の保謙

次

- 191、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 192、行政指導の保謙
- 193、民間文化財品類防止・収集
- 194、埋蔵文化財品類防止・収集
- 195、行政指導の保謙

次

- 196、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 197、行政指導の保謙
- 198、民間文化財品類防止・収集
- 199、埋蔵文化財品類防止・収集
- 200、行政指導の保謙

次

- 201、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 202、行政指導の保謙
- 203、民間文化財品類防止・収集
- 204、埋蔵文化財品類防止・収集
- 205、行政指導の保謙

次

- 206、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 207、行政指導の保謙
- 208、民間文化財品類防止・収集
- 209、埋蔵文化財品類防止・収集
- 210、行政指導の保謙

次

- 211、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 212、行政指導の保謙
- 213、民間文化財品類防止・収集
- 214、埋蔵文化財品類防止・収集
- 215、行政指導の保謙

次

- 216、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 217、行政指導の保謙
- 218、民間文化財品類防止・収集
- 219、埋蔵文化財品類防止・収集
- 220、行政指導の保謙

次

- 221、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 222、行政指導の保謙
- 223、民間文化財品類防止・収集
- 224、埋蔵文化財品類防止・収集
- 225、行政指導の保謙

次

- 226、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 227、行政指導の保謙
- 228、民間文化財品類防止・収集
- 229、埋蔵文化財品類防止・収集
- 230、行政指導の保謙

次

- 231、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 232、行政指導の保謙
- 233、民間文化財品類防止・収集
- 234、埋蔵文化財品類防止・収集
- 235、行政指導の保謙

次

- 236、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 237、行政指導の保謙
- 238、民間文化財品類防止・収集
- 239、埋蔵文化財品類防止・収集
- 240、行政指導の保謙

次

- 241、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 242、行政指導の保謙
- 243、民間文化財品類防止・収集
- 244、埋蔵文化財品類防止・収集
- 245、行政指導の保謙

次

- 246、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 247、行政指導の保謙
- 248、民間文化財品類防止・収集
- 249、埋蔵文化財品類防止・収集
- 250、行政指導の保謙

次

- 251、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 252、行政指導の保謙
- 253、民間文化財品類防止・収集
- 254、埋蔵文化財品類防止・収集
- 255、行政指導の保謙

次

- 256、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 257、行政指導の保謙
- 258、民間文化財品類防止・収集
- 259、埋蔵文化財品類防止・収集
- 260、行政指導の保謙

次

- 261、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 262、行政指導の保謙
- 263、民間文化財品類防止・収集
- 264、埋蔵文化財品類防止・収集
- 265、行政指導の保謙

次

- 266、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化・標準化を促進する。
- 267、行政指導の保謙
- 268、民間文化財品類防止・収集
- 269、埋蔵文化財品類防止・収集
- 270、行政指導の保謙

次

- 271、公民館運営基準による。これに即応して、施設設備の充実と活用の普遍化

決議文

公民館単行法制定について、公民館に関する要望を強く持つておられる方々が、この問題を解決するため、この改定は、われわれの意図する基本的なところには、ふれておらない。即ち、この現行法では、公民館に関する限りこれが運営上の不備、特に職員の身分制度上の不明確からくる弊害が活動上いたるところに、たち差がある。公民館に求める世論の要望が日に日に広範多岐を加える今日、文部省は早急にこの弊害を撤去したる単行法を制定して公民館をして変貌する世相の要望に応じるために十二分なる活動をおさめよう御指揮をとられたい。

以上決議する。

昭和三十七年六月九日

第十三回新潟県公民館入会

要望事項

県において、公民館の規範条例の立案を急がれたい。公民館の設置及び運営に関する基準規定に基づき県は、県主催の公民館職員の長期講習会も生かした「公民館条例」を早急に立案され、市町村、市町村教委に示し、これが完全実施を指導せられたい。

自治短期大学(仮称)建設基金造成について

自治短期大学(県教育会館)建設は、おそらく昭和四十年の実現を期し、公民館は公民館の独自の発展によってこれが基金を、着々造成せんことを誓う。

社会教育主事の人事交流について

社会教育主事の都府県、小中学校、市町村等相互間の人事交流をはかり得るよう措置をされたい。もって学校教育と社会教育の一体化、青少年(勤労青少年を含む)の確立等に成果があがることを期待する。

公民館単行法早期実現要望についての理由書

1. 公民館の施設充実要望の理由

公民館が現実には、社会教育の中心施設であるにもかかわらず、社会教育法では「施設としての公民館の定義」について、明文化を欠いているのみか、事業に重点を置いた傾向に落ちている。ために公民館活動は、施設として充分な機能をもつものが少ない。これ、ひとえに文部省の制定した法文の不明確不備に基づくものと言わざるを得ない。公民館の健全なる発達のためには、図書館法第二条のごとく、公民館の定義を、明確にし、更に地域住民の生活文化の向上、福祉の増進のためにも、地方公共団体が義務設置しなければならないように、措置されるべきであって、即ちかかる内容をもつ単行法の制定を希望する次第である。

2. 公民館の設置基準の確立を要望する理由

昭和三十四年五月二十五日付で全日本社会教育会発行の、宮地改修(文部省大臣官房総務参事官)によると「基準においては、適当な設置区域の標準、地区公民館、分館の適正な配置基準、公民館の機能發揮に適する断続的の設計標準、公民館活動に必要な備品の標準、公民館運営に必要な職員の適正規模(例えば館長、一人以上の専任公民館主事)一市町村に二以上ある場合の公民館運営審議会の設置のしかた等が示されよう。云々」と記されている。責任ある立場の人が、かく指導しているにもかかわらず、文部省が昭和三十四年十二月告示した公民館の設置運営に関する基準は、どう見ても不徹底の域を出でていない。これでは図書館法施行規則第二章と比較して、我々は、文部省から「軽視されている公民館」を立法の条文の行間から察知して、遺憾にたえない。社会教育の発展向上の上からは、図書館法よりも、より進歩的、積極的な公民館単行法が、早期に制定されなければならないことを強く主張するものである。

3. 公民館職員の身分の確立要望の理由

社会教育法第二十一条に「青年学級を実施すること」と明記されているにもかかわらず、青年学級振興法第十九条においては公民館主事という名称さえも認められておらず、「教育委員会の所管に属する教育機関の事務職員」などと記されているだけである。身分格付については、図書館法第五条には、図書、図書館の資格が、また博物館法第五条には、学芸員の資格が、それぞれ明文化されており、更に青年学級振興法第十九条には青年学級主事の資格も明記されているが、公民館主事については、何等身分格付がなく、この裏付となるべき法律上の措置が講ぜられていない。それでも日夜仕事に専念している公民館職員であることは言他ともに許しているところであるが、しかし深き後顧の憂いにとざされながらの活動でないと誰が断言できるか。公民館活動は、人によるといわれている。公民館職員の身分を確立するために、図書館法、博物館法、あるいは青年学級振興法の如く明確なる条件を必要とする。殊に広範な社会教育活動を地域住民から希望され、変貌する世相からも要望されている公民館の現状および今後の使命の重要性から考えると、これら三法と同等か、もしくは、より明白な権限を有する単行法を早期に実現制定すべきであることを強く主張する次第である。

【カットは、はくすい荘での理事、常幹合同会議】

理事・常幹合同会議

決大 議会

県基準制定など三重点に絞る

募金運動・図書館協加入は継続審議

六月二十日午後、合意会議が開催された。当日は七口新潟市谷保村教諭長、長岡市立図書館長はくすい荘も出席。特に県立図書館長からは理事会常幹事(出席者安沢会長、杉野幹事長以下十人)による、県公民館関係の加入方について要望するところがあった。当日本院のものなる協議事項は次のとおり

(1) 基準の制定について(左記)
 (2) 基準の作成を促進せしめるため、表と主事会代表によつて成文化し、関連大会、全国大会へと持ち込むことになった。
 (3) 主事の身分確立のため、市町村に於ける主事会を県公連においては主事会を県に示すこと。

(4) ピック後における学校教員の一部を弱体な社会教育の分野に引き入れ社会教育ならびに公民館の充実をかること。

(5) 自治短期大学(仮称)建設等の準備委員会規則作成について(左記)

(6) 編集委員会規則作成について(左記)

(7) 國圖書館協会加入について(左記)

金の割り当り方法について(四方年計画、五〇〇万円の目標で、市町村に対して事業を起してやる場合等、三の案をつくり次回に再協議する)

(8) (左記)各公民館において事業を起してやる場合等、三の案をつくり次回に再協議する)

ならしめるため小型テープコ

ターを購入する)

田全国大会における表彰者の選考について

(左記)

開催八月三日(四日開公連会)

参加を協議



四分の一の住民の寄付で建つ

これが公民館全景です総工費763万円のうち、180万円は、地域住民の寄付金でまかないました。はじめは寄付金に反対の空気もありましたが、地域ぐるみの活動が進むにつれて、予定額を上回り備品施設の充実費に当たっています。特に全世帯からご寄付ねがった一般寄付は（平均一戸800円）納入率98%のよい成績でそのことがそのまま、公民館に対する全地域住民の関心を高める二重の効果をうんぐれたのです。



館 の 行 事 (南蘋生活改善發表七合)

生活改善発表大会に集った奥さんたちです。赤外線ガス暖房機は当館自慢のもの。収容能力150人の大集会場も一時間位連続に作動させると真冬でも全く寒さ知らずで会議や座合ができるのです。

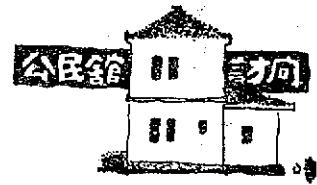


〔第一回社教委員会でいさつする小林議長正面〕

原稿をお待ちいたしております

字数自由、締切は毎月十五日頃

各地域での活動状況や資料等、小説文、あるいは隨筆、詩、短歌、俳句など、としましては随分多くなっています。原稿用紙も事務局にて常に備してあるため、お申込をされたらお申し越し下さい。締切は毎月十五日です。



本年度優良公民館として表彰された見附市今町公民館のあらましについて同公民館大島理事長から資料をいただきたので紹介しよう。

今般公民館のおもな建築件数は農業四三〇戸、勤務者四八〇戸、商業製造業等四三〇戸といふ比率で、住民全般を対象にする公民館活動にとって決してやりやすい地域ではないことが理解できる。今町公民館は、いままで由田役場に併設された。近くありふれた地区館はずぎなかつたが、昨年三月、さる三十四年六月以降の建設促進運動が奏結び新らしい公民館を建設、この施設をよろこんでいひしての今後の活躍に期待がよせられてゐる。以下はその施設と活動状況の二三である。

本年度県表彰に輝く

見附市今町公民館の巻

公民館自己批判

板垣長一郎

(あまりふれられていない面で重要だと感すること。
神林村だけが対象でなく一般論です。)

一、無感動な公民館

自分の生活は苦しみ
の三番の三二三のうまでいづれ
信者には感動がある。それは自分の

よりよき明日のために

日報の社説「夢をなくした公民館」(6ページ)に対し、これはまた公民館の内部からの痛烈な自己批判である。長いさなか、まことに汗のにじみでるようなひとことひとことであるが、お互いの夏期鍛錬の意味でここに掲載する。これらの一文を契機として公民館の内部外部からもろもろのことが湧きあがってくることを期待している(編集子)

が見えない。これは自分の切身な生活とちつともつながっていない評論である。従つて民衆の要素をも含めていよいよあることが燃えあがつてしまひ、やることにも迫力がない。何がなんでも公民館ではれにかじりついてもそれだけはやりぬかねばならぬ。でなかつたら農村はよいよくわてしまふ。うし日本も正しく生長しないだらう。ねむがほんでものの虫で国民衆がよくこじめが。もううつて御実感がなければいい公民館など造つはずがないのだ。

やつてしるるのみでよい。されどこれをやつて民選
するがいい。公民館の行事をみると、介な行事が……とも
な行事があつたら、そもそも行事ではない。やつかい
とそれ自体見る人の魂で、ながついてないじよだら
魂につながらないじよぢやうの魂のうちにが
來の魂につながるはずがない。何よりが
る側の魂とつながりがきまつた形式はとらない。年
さがあり創造がある。何よりが

信者には恩賞がある。それは自分たちの立派な仕事として認められてきたことによって求められた結果である。あるからやるところの切実な生活上つながっている。だからあることだファイトがわき盛りがある公民館はなるま湯程度であるまいに感動がなすときの新興宗教のよさである。あとは別として大人のところおぎなりのことしかいねばならない。新興宗教のよさをうかがう。概念的で常識的で形式的で情性的でおぎなりのことしかいねばならない。

2、公民館活動によ
深まる感などを述べ
る。会員は結局は人間改造なん
らんの活動をやっている者
が自分の変革をその活動によ
り感じられることがまつさぎに
にならなかった。それが感づられ
られない自分を持つことへ

三、農村の実態との関係

四、村の政治との関係

1、現狀

農村文明が農村の犠牲の上に立たれたと云ふ人がある。都市ではまだ民主化されていない農村ではむしろ異端視される傾向にある。これがなまくがおくれがちなくては誰も否めることができない。その断層であることができない。これこそ公民館で育ててあるがまだ民主化されるべきなのに公民館人という人は「われたちに向つて連絡はないのだから」と何となく官僚的のある言葉を吐いて案外これらに興味をもつてしないものもある。この小説活動のエネルギーこそ公民館人としてのものであるから農村の実態がうつたがるためにこれらの小説團員もつと公民館としては敬意を払うべきではあるまい。

1、現状
ここでも大体同じだと感つがねども、当局は社会教育に熱心でないようだ。しかしむちやうそれも、もうとおなじく気持もしないでもある。なぜなら公民館は何をやっているのかわけがわからないようにみえる。挨拶禮儀などとバカに思つてしまって正しい主義も守つてないよ。それでいる長は問題外として、さて、その人たちは主張したことによつては主張たちの主張がはつきりせず実行力に欠けがちで、その人の全人格を通じての主張といふものが、はげしく村当局に感ぜられる場合、たゞのように感えに上る。(次ページへ)

（）だよ。）

公民館といふとすぐ建物のことだけが頭に浮かぶ名称でもある。建物のない公民館などといふものは、あり得ないなどといわれている。それはそれでもよかろうが、公民館することが自分個人が真美に生き、活動をする人はその前に公民館活動と自分の人間として生長していく生活との結びつきがはつきりしていねはならない。公民館活動を

問題、それが兼業地となり出発点に
なってそこから社会活動を発展してい
ていくと思う。もだけのないものよ
うな人に社会活動などのエネルギー
一がどこから生れてくるというの
だ。自分が前近代的意識から
うけれど民衆を動かすエネルギーの
ない自分をもつとて反省してもど
しない。なぜ自分にそのエネルギー
がないのか、切実にそのやみ
を討議しているような集会には、
あまりあわないのだ。

一、自分の生きる証と なつていかない公民館活動

2、村当局との対決

公民館そのものまで蔑視されがちである。それをはねのけて正しく生きぬく、それが自分の強さなのであり同時に公民館の強さともなる。村当局との対決は自分の実績を通して説得ることと、正確な理論で、すこしずつ力をたてて当局をわからせていふことが常道である。

水橋忠司氏

長崎市中央公民館主事
水橋忠司氏
社会的知識の豊富な持主である
公職員を十余年。その業績は数えきれないほど。過去に於ては優良公民館表彰や優良

五、館長

1、挨拶館長

これは歸りものの館長という趣視の言葉であり、私もそのひとりである。そしてこれを主事も館長もあり不思議がないでいた。松木もやつてみて始めて眞理にわかったことは非常勤館長はうけるべきでなかつたといふことである。

本質的に考へると挨拶館長という表現は、すでに格否定の要素が含まれている。社

この先達の人でありたい。政治はあちからついてくればよい。そのたまには館長は豊富な夢をも実践して、革新意欲にみち批判精神にとんだ人でなければならぬ。願いはない。それなのに、どうせ館長ではない代弁者となり、よく面見いたわる助ける。われ方仲間たちのよりよい相談相

りものだから誰でもよいとする。文化的・精神的も美質も下落する。文化的な仕事を実践した人をいふ。また館長は現場における活動の跡でも主事たちを指導してゐる人でなければならない。精神的な指導者とはなり得ない。精神的におぼれ若きを失つた館長などは選ばれでない。

館長を短期間で交代させるのは、まだ館長は現場における活動の身も人間として常に成長をつけてゐる人でなければ教育的な使命はかない。

3、館長と主事との関係

卷之三

五、館長

表現は、すでに人その場合は、主事が館長兼務の古各研究室の要職を含むが合理的である。館長座をとるより、建

ご寄贈ありがとうございます

☆ バロメーターの針 ☆

新聞に表われた公民館評価

一般日刊新聞紙に公民館のこれまでいたが、最近編集室で驚かしとがあまび出ないといふことは公民館に対する一般的な評議が低く、その結果は、二十六日付、日報論説のこれである。といふ一報のバロメーターの針館といふ字がないではないからである。ところどもことばかりい毎日でこらのことはやういたる。

県市町村の明年度予算案では、社会教育費を減らすといふのは、いかにも見受けられる。大幅の増減をみせてゐるところは、少ないよだ。

総体的には、現状維持といつた上に立と譯してあるから。

よくいえば、イタについていたのである。

たゞいが、公民館にしておそれば、

おもじりきつと批するにすれば、

ある。

たゞいが、

ある。

元気で勉強しています

社教主事講習生(教育大)からおたより

猛暑をついて、ことしも社教主事講習が東京の二大学で開かれています。さきほど勉強中の本県勢に本場を歴観送付したところ、教育大会紙より折り返し次のような寄せ書きが到着しました。チームワークのよさは、すでに本県勢の伝統となり、他県勢をうらやましがらせているとのこと。皆さんからも激励のおはぎがでも差し上げてください。さて先ほどのとおり

- ・文京区大塚窪田24、東京教育大学内社会教育主事課程、新潟県出身者一同様
- ・東京小金井市貫井北町四、東京芸術大学内、社会教育主事課程、新潟県出身者一同様

1. 「気をつけ、礼」

講義の初回、講師副担任教授の勇ましい号令……

20年間聞きなれた号令ではあるが、私も少々戸惑ったことでした。思いやられるこれから15日、老軒にむちうちながら頑張ります。「月月火水木金」で。(松苗吉俊)

2. 空青く、空氣もまずくない(今のところ)最前列に陣取っているが、やがてうしろの方へ行くかも知れない。とにかく最善をつくしながら受講したい。(金子真)

サッカーニ

NO. 8

うつぎ。かず



3. 住部君のはんを押すにも行列、壁をたてるにも行列、このように秩序正しい整列にいると、眼鏡も手伝って性格がのんびりしてくる? しかし学意欲だけは終るまで保ちたい。

(上村恵一)

4. 上を向いて歩こう? 現在の気持は、特にノートを整理するのが精一杯だ。七色のネオンも一寸縁密く、東京はちょっとでも剝けば「ゼンコ」がいる。淋しく「金欠病」予防のために、もっぱら下をむいて、当分はノート整理に頑張る。(丸山昇)

5. 朝ネボーの小学生も、通勤1時間の練馬区から通っているので毎日それ故の緊張感が続いている。但し開講20分前に必ず出勤、規則生活も漸く身につきました。中古レンズ探しの余暇もありません。(巻・石山)

6. 最初の日(7月16日)から新潟県人はガッチャリ固り何となく新潟県人の真面目さを再度感じさせられました。受講中は一生懸命勉強して参り度いと思いつす。(吉田・近藤)

7. 定期券などを手にして、生活の面では漸く安定感を取戻しつつあります。おつむの方の空洞はほとんど癒着の状態になっておりますので、平常回転に復旧するの容易からぬことだと思います。いずれにしても、みんなで助け合って頑張ります。もっともあまりチームワークにこだわると、「原始的集団」だと主任教授にひやかされそうですが。

(岩室・小池)

8. 鍼、鍼灸業からペンを執って大学の講義を受けてるのは138人中、私一人ではあるまい。肉体的労働から開放された気楽な気持で出掛けた來たものの、どうしてどうして容易からぬ精神的な疲れを痛感していますが、講義が進むにつれて希望と抱負を持ちつつ張切っています。

(セイロ水戸部)

9. 30年の昔にかえって講義を聞くのも始めは珍しいものです。果してこの気持は終講まで持続するかどうか疑わしいものです。でも皆さんに引きづられながら終了して帰りたいと急願しています。講義を受けていますと周辺的な気樂さを覚えるのは珍らしい都会生活の勢かもしれません。

(佐渡分室 佐竹)

10. 初日勇ましい号令一ぱつ「気をつけ」(れい)こんな号令によつて始まった。こんな言葉が

使われ「ヒヤリ」とした。号令は社会教育の中では「キンモツ」である音。幸い2日目からは消えたので「ホッ」とした。講習もそろそろ軌道に乗った。今は千秋楽まで「白星」で飾ることだけ。招くネオンに日本をつぶり頑張ろうと「意」と「サブ」をかためています。(新発田遠藤)

11. 外に出れば車の波、乗物はラッシュ、内に入れば「講義、講義……副主任の「気をつけ」の号令を心の奥に秘めて頑張ります。第4日目

(長岡青柳)

12. 昨日家からの便りに新潟は非常に暑いが東京で講義を受けるのも大変だろうと書いてきた。「今日あたりは涼しいのでさほどではない。東京は思ったより今年は暑くないようだ」と返事を出したが、明日からはどうなるか。「學習と治療」この夏は私にとっては身心ともに思い出の深い年になりそうだ。

(加茂高橋哲也)

13. 人間時々「立場を変えて見る」ことは確かに必要である。昨日まで「教えていた身」が、今日は「教えられる身」になると、いろんな事に気づくものである。たとえば夫が3日間炊事場に立ったり、村長が3日間小使の仕事をやつたら、えらい改革が始まるとんじないがさうか。

(逸名氏)

14. 僕が50分にも満たない朝夕の通勤電車ですが、いやや本当にシンが疲れます。全く「前近代的ジャンクル土人集団」そのものです。ああ田舎のおんぼろバスがなつかしいねー

(宮川)

15. 教大受講者は県人21名、皆々元気で学習しています。開講の初日に平沢主任講師を招いて初顔合せをし、大いに氣氛を上げました。この25日には県大受講者15名を交えて合同懇親会を開きます。県内皆様御上京の切には私共に是非お顔を見せて大いに励まして頂き度いと存じます。

(丸山)



〔東京教育大学正門前に勢ぞろいした

本県勢、前列中央平沢主任教授(立つ人)〕

